

(案)

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果 — 契約の適正化に係るもの —

— 政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」 —

「平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見」

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

この評価結果は、各独立行政法人の平成19年度の業務実績に係る各府省の評価委員会の評価結果のうち、契約事務に関する事項についての評価結果を取りまとめたものです。

1 契約の適正化に係る二次評価意見について

- 平成19年秋以来の政府の入札・契約の一層の適正化の取組の中で、独立行政法人評価委員会の事後評価は契約事務の監視体制の更なる強化策の一つとして位置付け。
- これを受けて、各府省の評価委員会は、平成19年度の各独立行政法人の業務実績に係る事後評価の一環として取組。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成19年度の業務実績に係る二次評価を行うに当たり、入札・契約の適正化に係るものについての検証・評価を、通常の業務実績の評価とは分けて重点的に実施。
- 今回、取りまとめ、各府省の評価委員会等へ通知するものとして公表する二次評価結果は、契約の適正化にかかるもの。
(それ以外のものについては、去る平成20年11月26日に取りまとめ、公表済み。)

2 評価に当たっての基本的な考え方

取組の初年度であることから、今年度は特に次のような考え方を基本として検証・評価した。

① 契約事務に係る規程類についての評価がどのようになっているか。

<考え方>

契約事務に係る規程類は、事務の規範であり、評価の基準となるべきもの。定められている規定が適切かどうかの検証は、適切な評価を行うためには欠くことのできないステップ。

② 契約事務の実績の評価に当たり、政府や国民の問題意識に応じた説明を十分にしているか。

<考え方>

例えば、随意契約金額の増加等、政府の取組と逆行するようなデータや国民の関心事項となっている事案については、評価結果の中で、評価委員会として、検証・分析し、見解を明らかにすることは不可欠。

※ なお、当委員会は、平成20年9月5日付けで「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を各府省評価委員会に提示している。今回の具体的な指摘は、当該関心事項に示された項目について、上述の基本的な考え方で検証・評価して取りまとめたものである。

3 評価意見の概要

3-1. 契約事務に係る規程類に関する評価意見

法人の現状

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等、国の契約事務に係る規程類を基準として、相違をみると次のような事例がみられる。

- ・公告の方法に関する規定がないものや急を要する場合以外に公告期間を短縮できているもの(24法人)
- ・指名競争契約限度額に関する規定がない、または、国と異なっているもの(5法人)
- ・包括的随契条項があるもの(28法人)
- ・公益法人随契条項があるもの(4法人)
- ・予定価格の省略に関する規定が国と異なっているもの(18法人)

計49法人

※包括的随契条項:「その他随意契約とする特別の理由があるとき」など、随意契約とすることができることについて、包括的にしか定めていない条項
公益法人随契条項:公益法人であることのみを要件として随意契約とすることができる条項

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none">・規程類の整備内容の適切性について、評価結果において言及がない(15法人)・国の契約の基準と異なる規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及がない(42法人)	<ul style="list-style-type: none">・規程類の整備内容の適切性について厳格に評価すべき。・「法人の現状」に見られる事例について整理。例えば、包括的随契条項について、その適切性を検証すべきと指摘。

なお、今後の評価に当たっては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)(※P.9参照)をも踏まえ、評価すべき。

3 評価意見の概要

3-2. 随意契約見直し計画の実施・進捗状況に関する評価意見

法人の現状

○独立行政法人全体における競争性のない随意契約は金額ベースで9,829億円。平成18年度実績に比べ8ポイント減少。

区分	競争性のある契約	競争性のない随意契約	合計
平成18年度	1兆1,524億円 (52.4%)	1兆484億円 (47.6%)	2兆2,008億円
平成19年度	1兆4,907億円 (60.3%)	9,829億円 (39.7%)	2兆4,737億円

(注)

- 1 「随意契約見直し計画」は、原則として平成20年1月以降実施しており、19年度は第4四半期以降見直しが実施されている。
- 2 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき作成。

○各法人が定める随意契約見直し計画の実施状況等をみると、次のような事例がみられる。

- ・競争性のない随意契約の金額が平成18年度実績に比べ増加しているもの(22法人)
- ・随意契約見直し計画において、平成19年度中に措置することとしている事項がある法人(51法人)

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約の金額が増加した理由について、評価結果において言及がない(20法人) ・平成19年度中に措置することとしている事項について、評価結果において言及がない(10法人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約見直し計画の実施・進捗状況について、随意契約の金額が増加している原因等も含め評価結果において明らかにすべき。

3 評価意見の概要

3-3. 関連法人との業務委託に関する評価意見

法人の現状

○関連法人を有する独立行政法人は42法人(19年度末現在)。このうち、関連法人と業務委託契約を締結しているもの38法人。
※関連法人とは、独立行政法人と人事、資金、取引等、一定の関係を有する法人であり、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等がある。

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none">・評価結果において関連法人との契約について言及がない(3法人)・評価結果において関連法人との契約の妥当性についての言及がない(4法人)	<ul style="list-style-type: none">・関連法人との契約について、契約方式や応募(応札)条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべき。

<課題がみられた一次評価の対象となっている法人>

平和祈念事業特別基金、国立印刷局、雇用・能力開発機構、農業生物資源研究所、水資源機構、住宅金融支援機構、国立環境研究所

<意見の例>

【厚生労働省所管 雇用・能力開発機構】

本法人には、平成19年度末現在で関連法人が3法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、財団法人雇用振興協会と雇用促進住宅の管理運営等について約294.20億円の業務委託契約がなされており、当該発注額が関連法人における事業収入の大部分を占めているにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画において「雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行する」とされていることを踏まえ、真に競争性が確保されているかという観点から厳格に評価すべきである。

3 評価意見の概要

3-4. 一般競争入札における1者応札に関する評価意見

法人の現状

○独立行政法人における一般競争入札件数(24,168件)のうち、1者応札となっているもの10,768件(45%)。
事業類型別にみると、研究開発型の法人における1者応札の割合が最も高く60%、政策金融型が最も低く28%(P.7参照)。

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<p>・評価結果において1者応札率が高い(※)ことについて言及がない(9法人)</p> <p>※ 一般競争入札のうち1者応札となっているものの割合が50%を超えており、かつ、同一の類型に属する法人全体における一般競争入札のうち1者応札となっているものの平均割合を超えていること。</p>	<p>・一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき。</p>

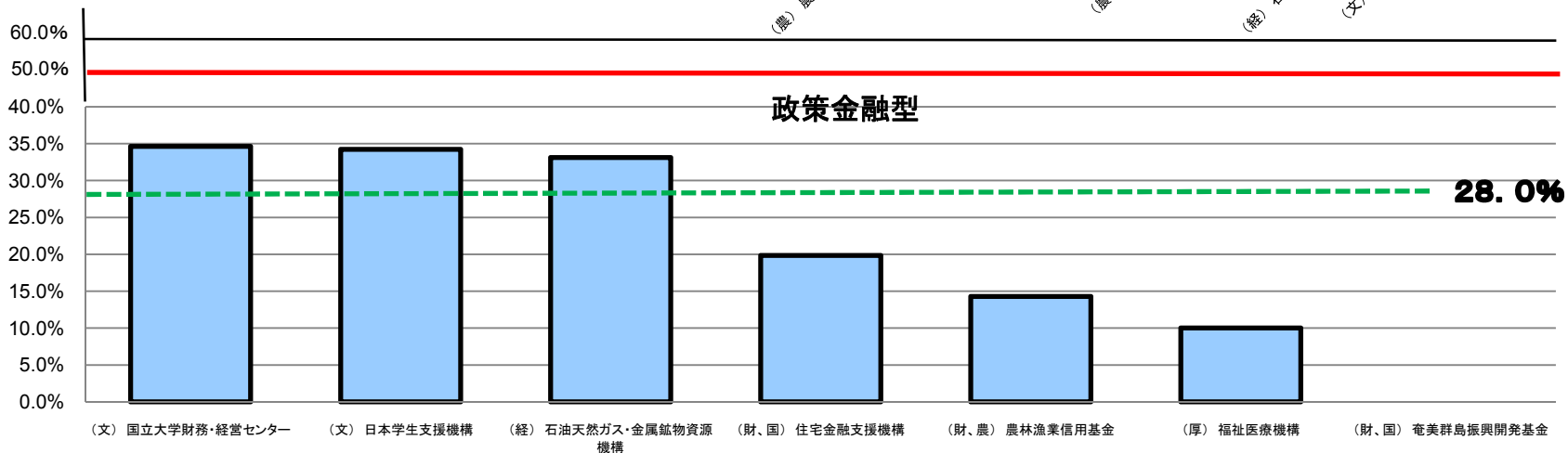
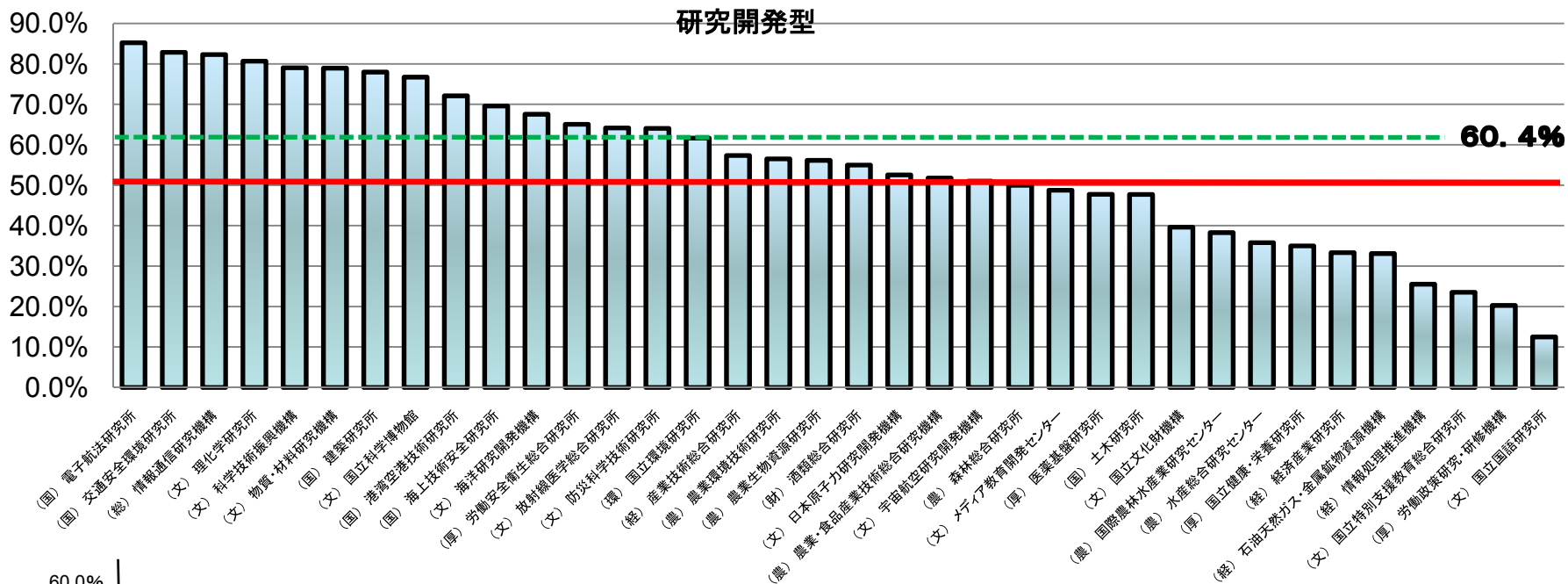
<課題がみられた一次評価の対象となっている法人>

沖縄科学技術研究基盤整備機構、国立印刷局、労働者健康福祉機構、交通安全環境研究所、
港湾空港技術研究所、電子航法研究所、水資源機構、海上災害防止センター、国立環境研究所

<意見の例>

【国土交通省所管 電子航法研究所】(研究開発型(平均1者応札率60.4%)。本法人の一般競争入札における1者応札率85.2%)

本法人については、①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。



今回、二次評価意見を述べるに当たり、①平成19年度における一般競争入札のうち1者応札率が50%を超えている法人を抽出、②6類型(※)ごとに平均1者応札率を算出後、①の法人のうち②をも上回っている法人を抽出(23法人)。

これらの法人は、事業の性質に起因する傾向を勘案してもなお、1者応札を招く傾向が推認できる。すなわち、「特に1者応札になるものが多い」ということになる。

※6類型：公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型

3 評価意見の概要

4. その他個別の評価意見

意見の例

【経済産業省所管 日本貿易振興機構】

本法人においては、物品の購入等にあたり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

(参考) 関連閣議決定等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)【抜粋】

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい。競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。
- ② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。
- ③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。
- ⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)【抜粋】

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。
- ② 指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。
- ③ 包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。
- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。
- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。
- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。